

俱多楽火山避難計画

令和5年6月9日

俱多楽火山防災協議会

目次

1	総則	
	(1) 計画の目的	P 1
	(2) 計画の位置づけ	P 2
2	倶多楽の概要等	P 3～P 5
3	本計画において想定する火山現象と避難対象等	
	(1) 想定する噴火シナリオ	P 6～P 8
	(2) 噴火警戒レベルと想定される避難対象等	P 9～P 14
	【ア 噴火警戒レベル】	
	【イ レベルごとの避難対象地域、避難対象者等】	
	【ウ 噴火警戒レベルの引き上げに応じた通行規制等の実施】	
	【エ 降灰量階級ととるべき行動】	
4	協議会	P 15～P 16
	【ア 協議会の概要】	
	【イ 会議等】	
	【ウ 協議会の構成】	
	【エ コアグループ会議の構成】	
5	事前対策	
	(1) 噴火警戒レベルに応じた防災体制の構築	P 17
	(2) 火山情報等の連絡体制	P 18～P 19
	【ア 噴火警報・予報等の伝達】	
	【イ 協議会構成機関における火山情報の共有】	
	【ウ 異常現象発見者通報の伝達】	
	(3) 避難情報の発令基準等の設定	P 19～P 20
	【ア 避難情報の種類】	
	【イ 避難情報の発令の基準と観光客等がとるべき行動】	

(4) 住民や観光客等への火山情報・避難情報の伝達等	P 20～ P 24
【ア 各機関における情報発信】	
【イ 住民等向けの火山情報・避難情報の伝達文例】	
(5) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等	P 25
【ア 緊急避難場所・緊急退避場所】	
【イ 指定避難所・広域避難における避難所】	
(6) 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定支援	P 26
【ア 避難促進施設の指定】	
【イ 避難確保計画の策定支援】	
(7) 避難経路及び避難誘導の方法・役割等の設定	P 26
(8) 避難手段の確保	P 26
(9) 要配慮者への支援体制の構築	P 27
【ア 登別温泉地区住民】	
【イ 観光客等】	
(10) 協議会構成機関における防災対応等の情報共有	P 27
(11) 救助・救難・医療体制の構築	P 27～ P 28
(12) 報道機関への対応	P 29
(13) 合同会議の開催	P 29
(14) 災害対策基本法に基づく警戒区域の設定	P 30
(15) 規制範囲の縮小・解除の考え方	P 30
(16) 避難の長期化に備えた対策	P 30
【ア 避難所の環境整備等】	
【イ 火山活動の説明会等の開催】	
(17) 風評被害対策	P 30
(18) 訓練の実施	P 30～ P 31
【ア 情報伝達訓練】	
【イ 避難誘導訓練】	
【ウ 図上訓練】	
【エ 避難所開設及び運営訓練】	
【オ 帰宅困難者対策訓練】	
【カ 安否確認訓練】	
(19) 防災知識の普及・意識啓発	P 31
【ア 講演会・研修会の開催】	
【イ 児童・生徒等への防災知識の普及】	
【ウ その他防災知識の普及】	

巻末資料

火山現象に関する主な用語と解説

遊歩道分布図

噴火警戒レベルの引き上げに応じた通行規制等の実施図【レベル1】

噴火警戒レベルの引き上げに応じた通行規制等の実施図【レベル2】

噴火警戒レベルの引き上げに応じた通行規制等の実施図【レベル4】

噴火警戒レベルの引き上げに応じた通行規制等の実施図【レベル5】

周知例文（レベル1） 注意喚起

周知例文（レベル2） 遊歩道・道路規制